

避難所用間仕切りシステムの供給等に関する協定

山形県（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人ボランタリー・アーキテクツ・ネットワーク（以下「乙」という。）とは、避難所用間仕切りシステム（以下「間仕切りシステム」という。）の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害時において甲及び乙が相互に協力し、県民の避難生活の早期安定を図るために、乙の代表者の考案による間仕切りシステムの円滑な供給体制に關し、必要な事項を定める。

（要請等）

第2条 甲は、甲又は山形県内の市町村（以下「市町村」という。）において、災害時に避難所に間仕切りシステムを設置する必要があるときは、乙に対して次の事項を要請することができる。

- (1) 間仕切りシステムに係る資材（以下「資材」という。）の調達
 - (2) 間仕切りシステムの設置に係る指導
 - (3) その他間仕切りシステムの供給等に係る必要な事項
- 2 甲は、甲又は市町村が行う災害に備えた訓練時又は会議時に、乙の支援が必要と認めるときは、乙に対して前項各号の要請を行うことができる。
- 3 甲は、間仕切りシステムについて改善を要すると認めた場合は、乙に対して改善を要請することができる。
- 4 前3項の要請は、原則として様式1により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話その他の方法によって要請を行い、事後速やかに様式1を提出するものとする。

（協力等）

第3条 乙は、前条第1項の要請を受けたときは、直ちに甲との間で協議を開始し、当該要請に必要な協力を行うものとする。

- 2 乙は、前条第2項の要請を受けたときは、直ちに甲との間で協議を開始し、マニュアル等の作成、設置作業の指導等を実施するものとする。
- 3 乙は、前条第3項の要請を受けたときは、速やかに甲との間で間仕切りシステムの効果的な改善について検討を行うとともに、必要な改善を行うものとする。
- 4 乙は、前3項の要請を受けたときは、その実施事項について様式2により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは電話その他の方法によって報告し、事後速やかに様式2を提出するものとする。

（引渡し）

第4条 間仕切りシステムの引渡し場所は、甲又は市町村と乙が協議の上定めるものとする。

- 2 引渡しの場所までの資材の運搬は、乙又は乙が委託する者が行うものとする。ただし、乙又は乙が委託する者が資材の運搬を行うことができない場合は、甲又は甲が指定する者が行うものとする。

(間仕切りシステムの設置)

第5条 間仕切りシステムの設置に係る作業は、避難所を運営する者又は甲が指定する者が、乙の指導により行うものとする。

(費用)

- 第6条 乙が供給した間仕切りシステムの代金及び引渡し場所までの運搬に係る費用は、甲又は市町村が負担するものとする。
- 2 乙が供給した間仕切りシステムの価格は、災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）とする。
 - 3 第1項の費用の具体的な内容、請求及び支払方法等詳細については、甲又は市町村と乙が協議の上、別途定める。

(車両の通行)

第7条 甲は、乙が間仕切りシステムを供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(協議等)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議のうえ、その都度決定するものとする。

(協定の効力及び更新)

第9条 この協定は、協定締結の日から平成30年3月31日まで効力を有する。ただし、この協定の期間満了の日の1箇月前までに協定を更新しない旨の文書による意思表示がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新されるものとし、以降もこれと同様とする。

(連絡窓口)

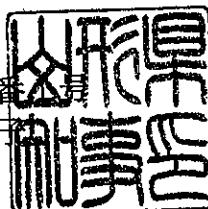
第10条 甲及び乙は、相互の連絡、情報提供等を円滑に行うため、事前に連絡責任者を定め、相互に連絡するものとする。

- 2 甲及び乙は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、連絡するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年3月30日

甲 山形県山形市松波二丁目8番
山形県知事 吉村 美栄子



乙 東京都世田谷区松原五丁目2番4号
特定非営利活動法人
ボランタリー・アーキテクツネットワーク
代表者 坂 茂



(様式1)

年 月 日

特定非営利活動法人
ボランタリー・アーキテクツ・ネットワーク 代表 様

山形県知事

避難所用間仕切りシステムの供給に関する要請書

避難所用間仕切りシステムの供給等に関する協定第2条第1項の規定に基づき、次のとおり要請します。

記

1 災害及び間仕切りシステム供給を必要とする状況

2 供給を必要とする内容等

要請期日	数量	運搬先	備考欄

(様式2)

年 月 日

山形県知事 様



特定非営利活動法人
ボランタリー・アーキテクツ・ネットワーク 代表

完了報告書

避難所用間仕切りシステムの供給等に関する協定第3条第1項の規定に基づき、次のとおり供給が完了しましたので、報告します。

1 間仕切りシステム供給完了内容